

第2章 政府/自治体

選挙・政治への利用

“ネット選挙”解禁に向け最大の障害をクリア
注目の小泉メルマガ、ネット献金の登場

いよいよネット選挙「解禁」へ

政治とインターネットの関係が激変しようとしている。これまで、禁止されてきたネット選挙がついに「解禁」に向けて動き出したのだ。きっかけは、2001年10月に総務省が設置した「IT時代の選挙運動に関する研究会」（座長＝蒲島郁夫・東京大学教授）における議論だ。

従来の公職選挙法の解釈では、現職・新人を問わず、選挙に立候補しようとする者が開設するホームページは、ピラヤポスターと同様の「文書図画」に該当するとされたため、選挙期間中は制限されてきた。このため、候補者側は公示（告示）以後、ホームページを更新するのをやめたり、あるいはホームページそのものを閉鎖することで、同法に触れないよう自主規制してきた。

しかし、公選法を厳密に解釈すれば、現実にはさまざまな違法状態が生じていた。選挙運動に要する費用は出納責任者の承諾を得なければ支出できないことになっているが、いわゆる勝手連が無党派の市民派候補を応援するために運営する支援サイトの開設・管理費はボランティアの持ち出しが一般的だ。

インターネットを利用した選挙の実態に公選法の解釈が追いついていないというのが、ここ数年の政治とインターネットを取り巻く状況だったのである。

一方で、政治家側のインターネット利用は飛躍的に進んできた。自分の訴えたい政策やプロフィールなどを有権者に届ける方法として、インターネットほど簡便かつ低コストなものはないからだ。

資料3-2-4は、自分のホームページを『国会議員要覧』（国政情報センター刊）で公開している国会議員数の推移である（グラフ中いずれの年も8月版）。ホームページのURLが初めて掲載された1997年は衆参合わせて84人だったのが、140人、

195人、291人と増え、2001年には455人にまでなった。わずか4年間で5倍以上の急増である。とくに、衆議院議員では総選挙があった2000年、また参議院議員では通常選挙があった2001年に急増していることを表から読みとることができ、衆議院議員ではその傾向が翌2001年も続いている。

ちなみに、総務省の調査によると、主要8政党における国会議員のホームページ保有率（2001年10月現在）は78%にまで達している。一番高いのは100%の共産党で、衆参合わせた議員40人がすべてホームページを持っており、一番低い自民党でも、保有者は合計352議員のうちの7割近くとなっていた。

政党担当者も早期実施を要望

現実が先行して、法律の解釈変更・手直しの後から追いかけるというのは、なにも公選法に限ったことではないが、政治の世界におけるインターネットの普及はいかにも急速だった。そこで、ようやく政府も重い腰を上げたというわけだ。それが、冒頭に触れた「IT時代の選挙運動

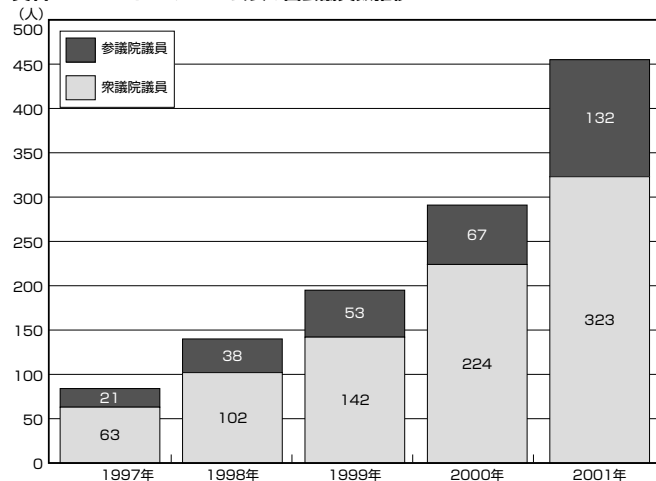
に関する研究会」の設置である。

研究会の趣旨はあくまで、「インターネット等これまでにない手法を公職選挙法の体系に持ち込むためには、技術的・制度的に解決しなければならない点も多いと思われることから、インターネット等を用いた選挙運動の問題点について、洗い出しを行い、整理を行うものである」と定められている。ホームページの解禁の是非など最終的な結論は、研究会が早ければ2002年7月にもまとめる最終報告をもとに、国会の場で決まる。

だが、研究会が政党の担当者らからヒアリングをしたところ、「選挙において、印刷費、掲示費用、郵送料費がもっともコストがかかる。これに対し、インターネットを利用するホームページ、メールはこうした費用がかからない」「省資源の点で環境問題に対しても好ましい」「国民との距離が近くなる」など早期実施を求める意見が相次いだ。ネット選挙解禁に向けた最大の障害はクリアされたと見ていい。

ネット上で候補者が誹謗・中傷された場合の救済方法や、インターネットにアクセスできる人とできない人との間に生じる「デジタルデバイド」の問題など、解

資料3-2-4 ホームページ公表の国会議員数推移



出所 「国会議員要覧」を元に榊島秀吉氏が作成

決すべき課題は残っているものの、ネット選挙が解禁される方向にあることは間違いない。2003年春の統一地方選挙には間に合いそうにないが、遅くとも2004年夏の参議院選挙、あるいは同年6月が任期満了となる衆議院の次期総選挙ではホームページやメールを駆使したネット選挙が大々的に展開されることだろう。

ますます増える政治家メルマガ

2001年中の出来事として、もうひとつ特筆すべきは、「小泉内閣メールマガジン」（通称、小泉メルマガ）の誕生に代表されるメルマガ利用だ。小泉純一郎首相は5月7日、就任後初めての所信表明演説で、閣僚が出席する「タウンミーティング」を全都道府県で開催することと併せて、このメルマガ創刊を発表した。自民党内の基盤が脆く、国民の支持が頼りの小泉首相としては、改革に伴う「痛み」への理解と「問題意識の共有」を国民に求めることが政権運営の要諦だったからだ **Jump 01**。

小泉メルマガの登録読者は、創刊号が発行された6月14日には100万人を超え、そのわずか11日後には200万人を突破した。それ以前は、ニュース系メルマガの最高発行部数はせいぜい十数万部だったから、この小泉メルマガ読者の、文字どおりの「増殖」ぶりには、ただただ驚くほかない。

肝心の内容のクオリティーが酷評されたり、また、内閣の発行とはいえ、事実上、自民党の政策を宣伝するための刊行物に税金を使うことの是非が論じられたりもした。だが、ホームページ同様に、メルマガという双方向性の新しいメディアが、有権者へのメッセージ伝達手段として有効であることを証明した意義は大きい。

現に、国政や地方政界の政治家や候補者が発行するメルマガは、送信代行システム最大手の「まぐまぐ」を利用してのものだけでも数十誌にのぼり、さらに、政治家応援や政治評論的な内容の

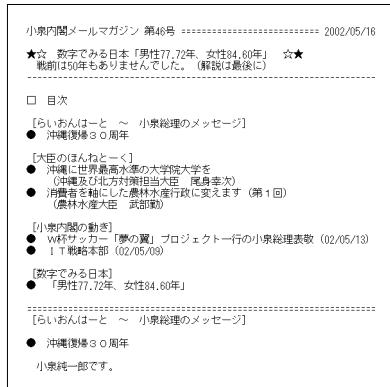


図1 小泉内閣メールマガジン（2002/05/16号）

ものまで含めると、その数は膨大になる（ちなみに、「まぐまぐ」の「行政・政治・団体」カテゴリの中のサブカテゴリ「政治」に登録しているメルマガだけでも100誌を超えている）。

内容的には、マスコミの取材をシャットアウトした会合の様子を、与党議員が“暴露”するものから、選挙準備中の若い候補者による日記風のものまで、バラエティーに富んでいる。6万人を超える地方政治家の数を考えると、現状の政治家メルマガ数は必ずしも多いとはいえないが、今後、さらなるインターネットの普及とネット選挙の解禁が政治家と候補者のメルマガ発行意欲を後押しすることは間違いないだろう。

ネット献金が日本の政治を変える

そして、もうひとつ忘れてならないのは、ホームページから個人献金を呼びかける「ネット献金」の登場だ。ホームページ上での献金要請は以前からあったが、決済システムの問題から、多くは銀行振込などの方法によらなければならなかった。

2000年ころから、クレジットカードを利用したネット決済を導入する政治家も現れ始めたが、2001年になって政党がネット献金に本格的に取り組むようになり、自民党や民主党が政党のホームページ上に献金専用のページを設けた **Jump 02**。

そのきっかけは、2000年の米大統領選だ。共和党の候補者指名争いにおいて、



図2 民主党のネット献金ページ

知名度・資金力ともに劣勢だったマケイン上院議員が、インターネットを駆使してブッシュ氏を追いつめたことは、まだ記憶に新しい。マケイン陣営は選挙期間中に640万ドルをネット献金で集めたといわれるが、これは献金総額の3割近くにのぼり、さらにブッシュ陣営のネット献金額の8倍だったという。南部を中心に固い支持基盤を持つブッシュ陣営相手に、マケイン陣営が最後まで善戦したのは、インターネットを通じて献金とボランティアを開拓したことによる。

選挙費用の多くを個人献金でまかなう米国と、企業や団体からの献金が政治資金の中心となり、その収入額に占める個人献金の割合が14%（2000年分）にとどまっている日本とでは事情が違う。政党がネット献金を呼びかけたからといって、個人献金が飛躍的に増えるわけではないだろう。なにより、政治資金の収支を徹底的に公開するなど、まずもって政治がやるべきことはたくさんある。その上でネット献金が増加していけば、この国の政治も変わるだろう。

（榊嶋秀吉 メルマガ「チホウ政治ジャーナル」発行人）

Jump 01 小泉メルマガのホームページ
www.kantei.go.jp/jp/mp-magazine/

Jump 02 民主党のネット献金ページ
www.dpi.or.jp/apply/kenkin_form.php3



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp